

# 保健所・地方衛生研究所の恒常的な人員体制強化

## ○令和6年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について(抄)

令和6年1月22日付け総務省自治財政局財政課事務連絡(各都道府県・指定都市財政担当課等宛)

### 第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

35 次の感染症危機に備えた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第96号)の全面施行に向けて、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のため、統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師の役割の重要性に鑑み、地方交付税措置について、道府県の標準団体当たりの本庁及び保健所の課長措置数を各1名増加させるなどの見直しを行うこととしている。

保健所及び地方衛生研究所を設置する地方公共団体においては、引き続き保健所等の体制強化に取り組んでいただきたい。

- 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を約450名増員するために必要な地方財政措置を講ずる

## 保健所において感染症対応業務に従事する保健師数

(コロナ禍前)  
約 1, 800 名 (全国数)



(R4年度)  
約 2, 700 名



(R5年度)  
約 3, 150 名

R3・R4の2年間で  
約900名増員

普通交付税措置：標準団体(人口170万人、保健所数9カ所)の措置人数を36名(R4)から42名(R5)に増員

また、保健所及び地方衛生研究所の職員についても、それぞれ約150名(標準団体当たり各2名)増員するために必要な地方財政措置を講ずる